

第4回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和6年7月25日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- | | |
|----|----------------------------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 第2 | 諸般の報告(推薦委員、事務局) |
| 第3 | 議案第1号 農地賃貸借の解約について |
| 第4 | 議案第2号 農地利用集積計画の決定について |
| 第5 | 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第6 | その他 |

◎出席委員 (9名)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1番 | 樋口 國 先 |
| 2番 | 杉田 文 枝 |
| 3番 | 神野 充 布 |
| 4番 | 瓜田 晃 |
| 5番 | 山下 博 史 |
| 6番 | 菅野 能 弘 |
| 7番 | 佐藤 能 將 |
| 8番 | 加川 可名子 |
| 9番 | 長谷川 和 夫 |
| 10番 | 藤本 博 |

◎農業委員会事務局

- | | |
|-------|--------|
| 事務局長 | 山崎 義 典 |
| 事務局次長 | 中村 稔 |
| 主事 | 菊地 智 皓 |

◎開会宣言

藤本会長	ただいまの出席委員は 9 名です。6 番菅野委員から欠席するとの申し出がありました。過半数の出席があり定数に達しておりますので、ただいまから第 4 回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りでございます。
------	---

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

藤本会長	<日程第 1>議事録署名員の指名を行います。会議規則第 18 条の規定により、本日の議事録署名員に 7 番佐藤委員、8 番加川委員にご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」という者あり)
藤本会長	ご異議がないようでありますので、佐藤委員、加川委員を議事録署名員に決定いたしました。

◎日程第 2 諸般の報告について

藤本会長	<日程第 2>諸般の報告を行います。委員の皆様から報告事項があれば発言してください。ありませんか。
	(「なし」という者あり)
藤本会長	ありませんので、次に事務局より報告いたします。
中村次長	はい、次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	それでは議案 2 ページをご覧ください。第 3 回総会以降の結果報告になります。7 月 5 日、令和 5 年度市町村農業委員会事務局長研修会、山崎局長が出張になっておりました。10 日から 12 日、農業委員会サポートシステム等操作研修会ということで、中村次長が出張しております。この研修会につきましては。各市町村農業委員会に配置されております農業委員会サポートシステムという農地を管理するシステムがございます。その研修会を一堂に会して説明をするもので、このシステムの中には、地域計画、目標地図の作成の仕方、操作の仕方等のメニューもございます。その操作の説明を受けてまいりました。7 月 19 日、令和 6 年第 5 回美深町議会臨時会が開催され、局長と次長で対応しております。今回の臨時会については農業予算がございませんでした。町内に新たに新店舗の新規就業者の補助金等の決定を得て、全件可決をして終了してございます。7 月 23 日 24 日、昨日と一昨日なのですが農業者年金業務担当者地区別研修会、菊地主事が旭川市の方に出張しております。本日平和祈念式典ということで文化会館 COM100、藤本会長、長谷川代理、他委員と書いてございます。取りまとめしておりませんでしたので、他というような表現させていただきます。山崎局長、私は欠席しております。報告をいたします。本日 25 日、第 4 回美深町農業委員会総会ということで開催をしているところでございます。
	第 4 回総会以降の予定でございます。7 月 27 日、東京美深会ふるさと交流会がびふか温泉で開催され、藤本会長が出席の予定です。30 日、美深町地域担い手育成総合支援協議会幹事会及び新規就農等指導委員会、そして農業経営改善指導委員会が振興センターで開催され、菊地主事、事務局が出席をいた

します。8月21日と26日、令和5年度昨年度になりますけども、美深町各会計決算審査がございます。議員控え室で行います。事務局で対応いたします。来月の総会ではあるんですけども、この日を今皆様のご意見いただきながら決めたいと思います。なお日程調整上、農地利用状況調査も合わせて行う予定であります。今年度、本来ならば全町一円で農地利用状況調査を行うべきというところで、毎年一部地区スポットごとで見ている実情にはありませんけども、地域の農地の耕作状況を確認する必要があるということで、数年計画でじっくり見たいなと思っていますので、1日なのか2日なのかわかりませんが、基本的には総会の同じ日にしていただいて、広範囲で見たいなという予定もございます。場所についてはまた後日触れたいと思いますが、とりあえず総会の日をご希望取りたいと思いますので、よろしくお願いします。

(日程調整)

中村次長 では、第5回総会は現段階で29日ということで決めさせていただきたいと思っております。以上、諸般の報告を終わります。

山崎局長 局長。

藤本会長 はい、局長。

山崎局長 それでは7月5日の日に札幌で開催されました、令和6年度市町村農業委員会事務局長研修会の報告をさせていただきます。この研修会の概要ですけれども、1つ目として、農業委員会を取り巻く情勢。2つ目として、食料農業農村基本法と関連法の改正内容。3つ目として、タブレットの利用と管理。4つ目として、農業委員会サポートシステムなどについて説明を受けてございます。説明者といたしましては、全国農業会議所の大出農政部長及び北海道農業会議の三本部長などから説明を受けております。この説明の中の特に食料農業農村基本法の関係でございますけれども、本法律は25年ぶりの改正であること、本年度中に食料農業農村基本計画を策定して、来年度に向けた具体的な事業と予算の確保を行うなども説明がありました。また、農地法の関係につきましては、農地の違反転用に対する措置の強化が行われていくようでございます。いずれにいたしましても、今年の秋以降に具体的な内容が少しずつ示されてくると思いますので、その際にご連絡をしたいと考えております。以上です。

藤本会長 ただいまの報告に対し、ご質疑等があれば承ります。何かございませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会 なければ次に進みます。

◎日程第3 議案第1号

藤本会長 ＜日程第3＞議案第1号、農地賃貸借の解約についての議題に供します。事務局より説明いたします。

中村次長 はい、次長。

藤本会長 はい、次長。

中村次長 では議案3ページになります。議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について。農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借

の合意解約について貸主借主より通知がありましたので、審議を求めるものでございます。

整理番号 4 番と 5 番につきましては、5 月の総会の際に使用貸借で結んだものの合意解約でございまして、後ほどまとめて説明したいと思います、この後、貸主の方が〇〇〇〇の方へ売買する土地でございます。

それでは整理番号 4 番、貸主、〇△条〇△丁目△番地 △、〇〇〇〇さん。借主、美深町字〇〇△△△番地、〇〇〇〇さん。土地の所在、美深町字〇〇△△△番地。地目公簿畑、現況畑。面積△, △△△㎡。他△筆、合計△筆。合計面積が △△, △△△㎡であります。当初の賃貸期間については、令和 6 年 6 月 1 日から 10 月 31 日までの使用貸借でした。これにつきましては、今も若干説明しましたが、〇〇〇〇へ土地を売買するため、その日が決まりましたので、それに基づき、使用貸借を解除するものでございます。

続いて整理番号 5 番、貸主、字〇〇△△△番地、〇〇〇〇さん。借主は整理番号 4 番と同じです。土地の表示、美深町字〇〇△△△番地、地目公簿畑、現況畑。面積が△△, △△△㎡。他△筆、合計△筆。合計面積が△△, △△△㎡でございます。契約期間、理由については整理番号 4 番と同じです。別紙の参考資料カラー刷りの表をご覧ください。議案第 1 号のページになりますが、この表につきましては、皆さん何度か総会の際にお配りした地図と同じものになりますが、紫色が〇〇〇〇さんの所有地で、黄色い枠で囲っているところが、〇〇〇〇さんの所有地で、〇〇さん使用貸借を結んでおりました。あとで出てきます議案第 2 号の方に、この農地が〇〇〇〇の方に売買をするといった土地になりますので、ご確認ください。議案第 1 号の説明は以上となります。

藤本会長

議案第 1 号について審議願います。ご質疑ご意見を承ります。ございませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長

全員賛成です。よって議案第 1 号、農地賃貸借の解約については原案の通り可決されました。

◎日程第 4 議案第 2 号

藤本会長

< 日程第 4 > 議案第 2 号、農地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたします。

中村次長

はい、次長。

藤本会長

はい、次長。

中村次長

それでは次のページになります。議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により美深町長より決定を求められました、令和 6 年度第 4 号農用地利用集積計画について審議を求めるものでございます。

整理番号 19 番、譲渡人、〇△条〇△丁目△番地△△、〇〇〇〇さん。譲受人、字〇〇△△番地△△、〇〇〇〇さん。土地の所在、美深町字〇〇△△△番地。公簿山林、現況畑。面積が△△, △△△㎡。他△筆、合計△筆。合計の面積が△△, △△△㎡の所有権移転の売買でございます。移転時期につきましては、令和 6 年 2 月 26 日。対価の支払い期限、令和 6 年 9 月 30 日。土地の支

払い時期、対価の支払い日となります。価格ですけれども、反あたり畑が△△、△△△円、総額が△△△、△△△円の売買になります。地図の資料をつけてますので、先ほどのページをご覧くださいと思います。下の方に議案第2号を整理番号19番と書いてございますが、注釈が不足してまして大変申し訳ございません。○○△△○という黄色い文字が書かれていると思いますけれども、ここは○○○○の道路でございまして、それを奥に進んだところに○さんの畑がございまして。去年8月に農地パトロール参加された際は、見ていただいていると思うんですけども、道路から細長く奥に繋がる細長い土地となりまして、現在お父さんの方から名義を変えまして、売買の希望があるということで、集団の方に申し出したところ、○○さんの方が、耕作地が近いということもございまして、決定になったところでございます。議案戻っていただきまして、次のページめくっていただきまして、5ページになります。

整理番号20番、譲渡人、○△条○△丁目△番地△、○○○○○さん。譲受人、○○市○○区○△条○△丁目△番地△△、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○さん。土地の所在。美深町字○○△△△番△。地目公簿畑、現況畑。面積△、△△△㎡。他△筆、合計△筆。合計面積が△△、△△△㎡。これは議案第1号と全く同じ表示でございます。所有権移転時期は令和6年7月26日で対価の支払い期限が令和6年9月13日です。土地の引き渡し時期につきましては、対価の支払い日となります。価格ですけれども、反当たり畑△△、△△△円、総額が△、△△△、△△△円となります。この事業は農地保有合理化事業ということで進めておりまして、この農地を○○で買い受けた後、そのまま○○○○○さんの方に賃貸をするといった事業でございます。次の整理番号21番も同じとなります。

整理番号21番、字○○△△△番地、○○○○○さん。譲渡人です。譲受人、○○市○○区○△条○△丁目△番地△△、○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○ ○○○○○さん。土地の所在、美深町字○○△△△番△。地目公簿畑、現況畑。面積が△△、△△△㎡。他△筆、合計△筆。合計面積が△△、△△△㎡となります。所有権移転売買です。所有権の移転時期、これも整理番号20番と同じになります。移転時期が令和6年7月26日、支払い期限が9月13日。土地の引き渡し時期は対価の支払いとなります。価格は畑反あたり△△、△△△円、総額が△、△△△、△△△円。先ほどと同じ農地保有合理化事業を使っただけの売買となります。図面につきましては先ほどと同じですので、省略したいと思います。この後のスケジュールなんですが、今回この売買が成立した後、所有権移転が8月を予定しています。この時8月に代金もそれぞれの所有者に○○から支払われる予定です。そして9月末に○○と○○さんの貸付が行われる予定となっております。説明は以上となります。

藤本会長

議案第2号について審議願います。ご質疑ご意見を承ります。

2番

杉田委員

(挙手)

藤本会長

はい、杉田委員。

2番

杉田委員

○○さんの売買で、畑が△△、△△△円でいうことの条件はなんでしょうか。

9番

長谷川代理

はい、代理。

藤本会長

はい、代理。

9番

長谷川代理

○○地区の改善組合で話し合ったんですけども、先代のおじいさんの時、10

	年ぐらい前なんですけど一度お話があって、話し合いの時に、距離が離れてるっていうのと、周りが山林なので、周り笹とかが攻めてきてて使いづらい、大きい石が結構ゴロゴロあるらしく、条件が悪いよっていう話で、その当方で反当たり△△, △△△円っていう話になってました。今回その息子さんに名義が変わって、今回売買お願いしますっていうことだったんですけど、当時よりさらに条件が悪くなってきたので、地区の中で協議した結果、△△, △△△円ということで、売主の○さんにも確認を取りながら決めた金額となっています。
2 番 杉田委員	ありがとうございました。
藤本会長	他にございませんか。 (「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
藤本会長	全員賛成です。よって議案第 2 号、農用地利用集積計画の決定については、原案通り可決されました。

◎日程第 5 議案第 3 号

藤本会長	<日程第 5>議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
中村次長	はい、次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	それでは 6 ページになります。議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請について次の通りありましたので、審議を求めるものでございます。 整理番号 4 番、貸主、○○○○○○△△△番地、○○○さん。借主、字○○△△△番地△△、○○○さん。土地の表示、美深町字○○△△△番△。地目公簿田、現況畑。面積が△, △△△㎡。次のページ行っていただきまして、他が△△筆、合計が△△筆になります。合計面積が△△△, △△△㎡となります。戻っていただきまして、経営の内容はご覧の通りでして、譲渡人○○○さんは○さんのお父さんになりますけども、△△△町ほどで、経営家族は男女○人ずつということで、夫婦○組となります。移転の理由につきましては、○さん畑たくさん持っていらっしゃるんですけども、そのうち美深町の一部の土地を後継者である○さんの方に経営を移譲するということです。譲受人の状況は今回△△町ほどを使用貸借で受けるということで、その面積そのままが経営面積となります。近頃ご結婚されまして、夫婦お二人で経営を独立して行うというところで、この話が進んでおりました。7 ページご覧ください。契約の種類、使用貸借、小作料無償です。設定の期間は令和 6 年 7 月 26 日、明日以降ということで設定をしてございます。別紙資料を見ていただけますでしょうか。先ほどのページの裏面に資料議案第 3 号というふうになってございます。地図が 2 つありますけども、上の図面が○○地区、下の図面が○○地区ということで、今回 2 つの地区の使用貸借となります。○○地区につきましては、以前○○○○さんが経営していた農地をお父さんの○○○さんが

	まずここで土地の所有権移転がありました。この時は、お父さんが認定農業者で経営されてたということで、所有権移転を進めていたんですけれども、息子さん〇さんは〇〇さんのご自宅の後引き継いで住んでおられて、実際農業従事者ということで作業をしておりました。それ以降、〇さんがこの土地を主に使っておりまして、その後認定農業者も得まして着々と独立の準備をしていたわけなんですけども、〇〇地区で下の図面なんですけど、〇〇地区で赤色のところの他にも、お父さんの〇さんが取得した際にこの赤色のところを息子さんの〇さんがそばを作るという進めもありまして、今回使用貸借ということで、息子さんの方に経営の一部を譲渡して独立経営をするといった話になりまして、今回は申請を受けているところでございます。説明は以上となります。
藤本会長	議案第 3 号について審議願います。ご質疑ご意見を承ります。
3 番 神野委員	はい
藤本会長	はい、神野委員。
3 番 神野委員	3 番です。〇〇さんはちょっと存じあげないんですけど、いくつぐらいの方だったんでしょうか。
中村次長	はい、次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	今の神野委員さんの方ご質問にお答えします。〇〇〇さんは〇〇△年△月の生まれなので、ちょうど△△歳を迎えたといったところになります。お父さんは〇〇△△年なので△△か△かぐらいになったところですよ。
藤本会長	よろしいですか。他にございませんか。ございませんか。 （「なし」という者あり）
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、掲案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （全員の挙手あり）
藤本会長	はい、全員賛成です。よって議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については提案の通り可決されました。

◎日程第 6 その他

藤本会長	< 日程第 6 > その他。委員の皆様から何かございませんか。 （「なし」という者あり） 事務局から何かございませんか。 （「なし」という者あり）
------	---

◎閉会宣言

藤本会長

以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 4 回美深町農業委員会総会を終了いたします。

※終了 午後 2 時 0 2 分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑥

署名委員 7 番

⑥

署名委員 8 番

⑥